

鳥取県告示第 434 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利法人悠ゆうの郷 理事長 瀧 満	鳥取市青谷町蔵内 153-1	特定非営利法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内 153-1	平成 20 年 6 月 2 日